

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年5月8日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 17 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可の取消について
- 第 3 議案 第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 19 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年5月8日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

5番 住田 賀津彦 6番 關口 卓司

7番 大崎 章博 8番 金坂 隆男

9番 高橋 順子 10番 松田 治之

12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

11番 北田 直喜

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

経田地区 経田 高久

7. 議事録署名委員

5番 住田 賀津彦 6番 關口 卓司

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 關口 晶子

主査 本田 陽一 主事 小川 聡志

主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和5年度5月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、5番住田委員、6番關口委員にお願いいたします。

議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の取消について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の取消についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。

【議案第17号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 1件目については、担当委員より問題ないと聞いております。

14番： 2件目については、何年か前に田んぼの世話をしてもらえないかと相談があった。昨年、となりの実家も空き家となり、家と田んぼを一緒に売買することとなり、譲受人の子どもが家を使用し、田んぼを父が耕作することになった。

3件目については、過去に別の譲受人で申請があったが、却下されていた。今回は大丈夫だろうと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

13番： 3件目について、申請地の3分の1ほどが余っているように見えるが、どうか。

事務局： 残地は既に譲受人に相続されている。申請地のみが譲渡人の所有であったため、集約する。

（「意見無し」の声あり）

7番： 譲受人が周囲の農地も持っているということか。

14番： 譲受人は、近辺一体の土地を持っていた地主の孫にあたる。子は死亡しており、譲受人が土地を相続したが、申請地だけは譲渡人の所有となっていた。このたびの所有権移転により、譲受人に集約することとなる。

推進委員： 1件目について、譲受人の農地取得要件について教えてください。

事務局： 譲受人は隣接するこども園も所有しており、申請地と一体的に管理する。農地は法人として利用するようであるが、土地所有者を全体で揃えるために譲受人個人名義での取得となる。また、4月より5反要件が撤廃されたこともあり、今回申請された。

議長： このほか意見が無いようでしたら、申請通り許可を決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第17号は決定いたします。

議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第18号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定

についてご説明します。

7 ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は1 件1 筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,270 m²です。

【議案第18号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 事務局からも説明されたとおりであり、問題ないように思われます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8 番： 譲受人は住所が〇〇県（県外）となっているが、これはどういうことか。

事務局： 本社の所在地が〇〇県である。申請地の管理者は市内在住者となる。

議 長： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第18号は意見決定いたします。

議案第19号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案19号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は全15件、50筆、78,353 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見なし」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第19号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：

- ・農振除外（令和5年度3月受付分）について
- ・非農地通知について（令和5年4月分）
- ・農地法3条の5反要件廃止による対応について
- ・農業委員会による最適化活動の推進等について
- ・基盤強化法等の改正と地域計画の策定について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 3 時43分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第17号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。譲受人は申請地隣地にあるほんごうこども園を経営しており、申請地はこれまで、当該園児の芋ほり等の自然体験活動に活用されていた。権利移転後は、これまでと同様に耕作を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、4月24日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第17号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、譲受人によって保全管理がなされており、権利移転後は、じゃがいも等の栽培に利用されるため所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、4月24日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第17号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、水稻栽培に利用されており、権利移転後もこれまでと同様に、水稻栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、4月24日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第18号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね13haの一団の農地の中にあり、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、既存作業所が手狭であり、また大型車両の出入りが不便であるため、新たな駐車場敷地を建設するです。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で残高照会を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については新設側溝を設けて自然勾配により近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		